

防経施第2009号
20.2.21
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1

陸 上 幕 僚 長 殿

事 務 次 官

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく市町村から自衛隊への協力要請に伴う土木工事等の受託及び実施に関する訓令第3条の運用について（通達）

平成20年2月21日、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣特措法」という。）が施行されることを踏まえ、防衛省として、鳥獣特措法に基づく被害防止施策として市町村が行う防護柵の設置等のために行う土木工事（以下「鳥獣被害防止施策に係る土木工事」という。）に係る自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第123条の規定に基づく市町村からの委託の申出に適切に対応するため、土木工事等の受託及び実施に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第16号。以下「訓令」という。）第3条の運用について下記のとおり定められたので、各方面総監等に周知するとともに、遺漏なきよう措置されたい。

記

- 1 受託者（方面総監を除く。）は、訓令第3条第1項の規定に基づき鳥獣被害防止施策に係る土木工事の受託及び実施の適否を判断するに当たっては、速やかに、現地の事情を調査し、申出書類に当該土木工事が自衛隊の訓練目的に適合するか否か及び当該土木工事の遂行に障害があるか否か等についての意見、案内図その他参考となる資料を付して当該警備区域を管轄する方面総監に提出するものとする。
- 2 方面総監は、前項の規定に基づく書類の提出を受けた場合には、速やかに、自らの意見を付して当該書類を陸上幕僚長に提出するものとする。
- 3 前2項の規定は、方面総監が受託者である場合に準用する。
- 4 陸上幕僚長は、第2項（前項において準用する場合を含む。）の書類の提出を受

けた場合には、速やかに、自らの意見を付して整備計画局長に照会するものとする。

- 5 鳥獣被害防止施策に係る土木工事の受託の手続を実施する場合は、訓令第3条第3項に規定する止むをえない場合に該当するものとする。
- 6 鳥獣被害防止施策に係る土木工事については、訓令第3条第6項の規定は、適用しない。